

仙台大学同窓会 50周年表彰規定

(目的)

第1条 この規程はスポーツ活動や指導及び教育実践・研究や文化面等で極めて顕著な実績を上げ、仙台大学同窓会の誇りとするにふさわしい同窓生（卒業生）に対してその功績をたたえ表彰することを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は「仙台大学同窓会賞」とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、仙台大学同窓会会則第5条に定める会員とする。

(表彰の基準)

- 第4条 表彰の基準は次の通りとする。
- 2 新聞・雑誌等に取り上げられ、大学同窓生の名声を高めることに貢献・寄与した者
 - 3 学外の権威ある著名な表彰を受けた者
 - 4 永年の努力と卓越した創意工夫により同窓会活動に顕著な効果をもたらした者

区 分	基 準
A スポーツ	1 全国大会優勝 2 全国大会連続出場 3 その他スポーツ活動や指導で活躍し、大学の発展と大学の名の高揚に特に貢献した者
B 教育、文化及び学術	・教育及び文化活動の振興に努め、大学の発展と大学の名の高揚に特に貢献した者
C その他	・善行や社会貢献活動が特に優れ、大学の発展と大学の名の高揚に特に貢献した者

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に賛辞の楯を添えて仙台大学同窓会会長が行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として開学50周年記念式典または同窓会社員総会において同窓会長が行う。

(選 考)

第7条 表彰者の選考は仙台大学同窓会会長並びに同副会長、事務局長、表彰企画委員をもって構成する選考委員会が行う。

(候補者の推薦手続)

第8条 候補者は、第一期卒業生から本年度卒業生までの活動を対象とする。

- 2 候補者の推薦は自薦他薦を問わない。また、該当年数が長期に渡るため同窓会長並びに各支部長からの推薦を重視する。
- 1 選出者は、推薦に相当すると考えられる候補者の氏名または団体名及び推薦理由を所定の推薦書に記入の上、同窓会長宛てに同窓会事務局を通して提出するものとする。

(推薦・選考の時期)

第9条 推薦、選考の時期は、5月開催社員総会以後8月末迄とする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は仙台大学同窓会社員総会の議により行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は選考委員会が定める。

附則 この規程は、平成29年5月13日から施行する。